

6. 損益計算書

科 目		平成14年度 (平成14年4月1日から平成15年3月31日まで)		平成13年度 (平成13年4月1日から平成14年3月31日まで)	
		金額	百分比	金額	百分比
経常	経常収入	3,131,564	100.0	3,118,545	100.0
	保険料等収入	2,184,755		2,277,683	
	再保収入	2,184,114		2,276,369	
	資産運用収入	641		1,313	
	利息配当収入	440,504		477,139	
	預貯金・配当収入	355,880		364,030	
	貸付利息配当収入	41		419	
	不動産・債権配当収入	182,728		177,562	
	その他利益配当収入	134,530		148,471	
	金銭の運用益	31,214		31,487	
	有価証券売却益	7,365		6,089	
	有価証券償還益	83,244		112,038	
	その他収益	459		495	
	その他収入	506,304		363,723	
	損益	経常費用	3,001,566	95.8	3,096,135
保険料等支払		2,148,697		2,134,915	
再保給付戻金		737,012		631,318	
再保給付戻金		155,637		139,416	
再保給付戻金		457,959		470,840	
再保給付戻金		601,880		626,675	
再保給付戻金		195,542		265,976	
再保給付戻金		666		688	
再保給付戻金		554		15,531	
再保給付戻金		554		14,280	
再保給付戻金		324,374		1,250	
再保給付戻金		515		404,971	
再保給付戻金		783		783	
再保給付戻金		4,957		4,957	
特別		特別利益	129,998	4.2	22,409
	不動産等処分益	12,046	0.4	38,403	1.2
	不動産等処分益	2,410		13,675	
	不動産等処分益	9,635		4,362	
	不動産等処分益	98,664	3.2	53,296	1.7
	不動産等処分益	13,836		33,578	
	不動産等処分益	0		0	
	不動産等処分益	10,133		4,914	
	不動産等処分益	2,531		246	
	不動産等処分益	342		804	
	不動産等処分益	397		13,751	
	不動産等処分益	13,751		57,670	
	不動産等処分益	43,380	1.4	7,517	0.2
	不動産等処分益	49,865	1.6	15,270	0.5
	不動産等処分益	△49,238	-	△22,073	-
不動産等処分益	42,754	1.4	14,320	0.5	
前土	前期繰越利益剰余金	308		29,186	
	土地格差	26,628		△5,425	
	土地格差	191		188	
	土地格差	397		804	
当期繰越利益剰余金	70,280		39,074		

重要な会計方針

平成14年度	平成13年度
<p>1. 有価証券の評価基準および評価方法</p> <p>有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものおよび金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものおよび関連法人等が発行する株式をいう）については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については3月中の市場価格等の平均、それ以外については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>当年度からその他有価証券で時価のあるもののうち、株式についての評価を3月末日の市場価格等に基づく時価法から3月中の市場価格等の平均に基づく時価法へ変更しております。この結果、従来の方法による場合と比べ、有価証券が14,645百万円、株式等評価差額金が9,351百万円増加し、繰延税金資産が5,294百万円減少しております。</p> <p>2. デリバティブ取引の評価基準および評価方法</p> <p>デリバティブ取引の評価は時価法によっております。</p> <p>3. 不動産及び動産の減価償却の方法</p> <p>不動産及び動産の減価償却の方法は、建物については定額法により、動産については定率法によっております。</p> <p>4. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法</p> <p>その他の資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。</p> <p>5. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式は除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。</p> <p>6. 引当金等の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。</p> <p>なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因</p>	<p>1. 有価証券の評価基準および評価方法</p> <p>有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものおよび金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第2条の2第2項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものおよび関連法人等が発行する株式をいう）については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>2. デリバティブ取引の評価基準および評価方法</p> <p>同 左</p> <p>3. 不動産及び動産の減価償却の方法</p> <p>同 左</p> <p>4. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法</p> <p>同 左</p> <p>5. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>同 左</p> <p>6. 引当金等の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。</p> <p>なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因</p>

平成14年度

して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は21,267百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。

(3) 債権売却損失引当金

債権売却損失引当金は、商法第287条の2の規定に基づく引当金であり、(株)共同債権買取機構へ売却した債権に係るものであります。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、商法第287条の2の規定に基づく引当金であり、債権流動化・不動産先渡契約等に関し将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(5) 価格変動準備金

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成11年1月22日）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュフローのヘッジとして金利スワップの特例処理を行い、外貨建債券の為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジを行っております。

なお、時価ヘッジの有効性の判定には、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比較分析によっております。

8. 消費税の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生事業年度に費用処理しております。

9. 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しています。

①標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

平成13年度

して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付貸付金等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は23,130百万円であります。

(2) 退職給付引当金

同 左

(3) 債権売却損失引当金

同 左

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、商法第287条の2の規定に基づく引当金であり、債権流動化等に伴い将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(5) 価格変動準備金

同 左

(6) 危険準備積立金

危険準備積立金は、保険業法施行規則附則第11条第2項の規定により計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

同 左

8. 消費税の会計処理

同 左

9. 責任準備金の積立方法

同 左

(追加情報)

平成 14 年度	平成 13 年度
<p>1. 保険業法施行規則の一部改正に伴う表示方法の変更</p> <p>保険業法施行規則別紙様式が、「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成 15 年 4 月 24 日内閣府令第 53 号）により改正されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。</p> <p>(1) 前年度において資本の部は「基金」、「法定準備金」および「剰余金」として区分掲記しておりましたが、当年度からは「基金」、「基金償却積立金」、「再評価積立金」および「剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 前年度において区分掲記していた「再評価差額金」は、当年度からは「土地再評価差額金」として表示しております。</p> <p>(3) 前年度において区分掲記していた「評価差額金」は、当年度からは「株式等評価差額金」として表示しております。</p>	

注記事項

(貸借対照表関係)

平成14年度 (平成15年3月31日現在)	平成13年度 (平成14年3月31日現在)																				
<p>1. 不動産及び動産の減価償却累計額は、346,501百万円であり ます。</p> <p>2. 保険業法第118条の規定による特別勘定の資産の額は、652,905 百万円であります。 なお、同勘定の負債の額も同額であります。</p> <p>3. 保険業法第55条第2項第6号に規定する純資産の額は、118,372 百万円であります。</p> <p>4. 子会社に対する金銭債権の総額は、20,101百万円、金銭債務の 総額は、1,444百万円であります。</p> <p>5. 貸借対照表に計上した不動産及び動産のほか、リース契約によ り使用している重要な動産として電子計算機およびその周辺機器 等があります。</p> <p>6. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。 <table border="0" data-bbox="236 734 715 913"> <tr> <td>前年度末現在高</td> <td>438,087百万円</td> </tr> <tr> <td>前年度剰余金よりの繰入額</td> <td>28,528百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度社員配当金支払額</td> <td>110,889百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加</td> <td>554百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度末現在高</td> <td>356,281百万円</td> </tr> </table> </p> <p>7. 外貨建資産の額は、1,407,548百万円であります。 (主な外貨額 7,640百万米ドル、2,816百万ユーロ) 外貨建負債の額は、47,316百万円であります。 (主な外貨額 310百万米ドル)</p> <p>8. 保険業法第60条の規定により基金を60,000百万円新たに募集 いたしました。</p> <p>9. 基金の償却額は20,000百万円であります。</p> <p>10. 担保に供されている資産は、43,904百万円であります。</p> <p>11. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権および貸付条件緩和債権 の額は、21,853百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下 のとおりであります。 貸付金のうち、破綻先債権額は1,827百万円、延滞債権額は 9,865百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期 間継続していることその他の事由により元本または利息の取立て または弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった 貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸 付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号) 第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4 号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先 債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は10,159百万円でありま す。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を 図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返 済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもの で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しな い貸付金であります。 直接減額による取立不能見込額は、破綻先債権額は18,033百万 円、延滞債権額は3,233百万円であります。</p>	前年度末現在高	438,087百万円	前年度剰余金よりの繰入額	28,528百万円	当年度社員配当金支払額	110,889百万円	利息による増加	554百万円	当年度末現在高	356,281百万円	<p>1. 不動産及び動産の減価償却累計額は、339,697百万円であり ます。</p> <p>2. 保険業法第118条の規定による特別勘定の資産の額は、832,165 百万円であります。 なお、同勘定の負債の額も同額であります。</p> <p>3. 保険業法第55条第2項第6号に規定する純資産の額は、332,323 百万円であります。</p> <p>4. 子会社に対する金銭債権の総額は、20,094百万円、金銭債務の 総額は、1,613百万円であります。</p> <p>5. 貸借対照表に計上した不動産及び動産のほか、リース契約によ り使用している重要な動産として電子計算機およびその周辺機器 等があります。</p> <p>6. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。 <table border="0" data-bbox="928 734 1407 913"> <tr> <td>前年度末現在高</td> <td>486,477百万円</td> </tr> <tr> <td>前年度剰余金よりの繰入額</td> <td>79,404百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度社員配当金支払額</td> <td>129,045百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加</td> <td>1,250百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度末現在高</td> <td>438,087百万円</td> </tr> </table> </p> <p>7. 外貨建資産の額は、1,725,304百万円であります。 (主な外貨額 8,219百万米ドル、3,989百万ユーロ) 外貨建負債の額は、2,528百万円であります。 (主な外貨額 12百万米ドル)</p> <p>8. 基金の償却額は20,000百万円であります。</p> <p>9. 担保に供されている資産は、51,019百万円であります。</p> <p>10. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権および貸付条件緩和債権 の額は、29,018百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下 のとおりであります。 貸付金のうち、破綻先債権額は1,251百万円、延滞債権額は 16,484百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元金または利息の支払の遅延が相当期 間継続していることその他の事由により元金または利息の取立て または弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった 貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸 付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号) 第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4 号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先 債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は11,282百万円でありま す。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を 図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元金の返 済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもの で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しな い貸付金であります。 直接減額による取立不能見込額は、破綻先債権額は15,395百万 円、延滞債権額は7,734百万円であります。</p>	前年度末現在高	486,477百万円	前年度剰余金よりの繰入額	79,404百万円	当年度社員配当金支払額	129,045百万円	利息による増加	1,250百万円	当年度末現在高	438,087百万円
前年度末現在高	438,087百万円																				
前年度剰余金よりの繰入額	28,528百万円																				
当年度社員配当金支払額	110,889百万円																				
利息による増加	554百万円																				
当年度末現在高	356,281百万円																				
前年度末現在高	486,477百万円																				
前年度剰余金よりの繰入額	79,404百万円																				
当年度社員配当金支払額	129,045百万円																				
利息による増加	1,250百万円																				
当年度末現在高	438,087百万円																				

平成14年度（平成15年3月31日現在）

12. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券（現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む）の貸借対照表価額は、530,045百万円であります。
13. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、22,071百万円であります。
14. 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は8,800百万円であります。
- なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
15. 保険業法第259条の規定に基づく保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は39,161百万円あります。
- なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
16. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。

(1) 退職給付債務およびその内訳

イ. 退職給付債務	△292,853百万円
ロ. 年金資産	181,770百万円
うち退職給付信託	79,450百万円
ハ. 未積立退職給付債務（イ+ロ）	△111,082百万円
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	27,502百万円
ホ. 未認識数理計算上の差異	43,860百万円
ヘ. 未認識過去勤務債務	△1,620百万円
ト. 貸借対照表計上額純額（ハ+ニ+ホ+ヘ）	△41,340百万円
チ. 前払年金費用	21,299百万円
リ. 退職給付引当金（ト-チ）	△62,639百万円

(2) 退職給付債務等の計算基礎

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.0%
ハ. 期待運用収益率	
適格退職年金	3.0%
退職給付信託	0.0%
ニ. 会計基準変更時差異の処理年数	5年
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	10年
ヘ. 過去勤務債務の額の処理年数	10年

17. 繰延税金資産の総額は、330,151百万円、繰延税金負債の総額は、82,186百万円あります。
- 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、有価証券評価損102,794百万円、保険契約準備金97,598百万円、退職給付引当金61,721百万円、価格変動準備金26,124百万円および貸倒引当金9,794百万円あります。
- 繰延税金負債の発生の主なもの、その他有価証券の評価差額72,622百万円あります。
- 当年度における法定実効税率は36.15%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金にかかる△39.71%であります。

18. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、

平成13年度（平成14年3月31日現在）

11. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券（現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む）の貸借対照表価額は、605,825百万円あります。
12. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、65,408百万円あります。
13. 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は10,604百万円あります。
- なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
14. 保険業法第259条の規定に基づく保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は36,503百万円あります。
- なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
15. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。

(1) 退職給付債務およびその内訳

イ. 退職給付債務	△281,852百万円
ロ. 年金資産	112,383百万円
ハ. 未積立退職給付債務（イ+ロ）	△169,469百万円
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	41,254百万円
ホ. 未認識数理計算上の差異	8,631百万円
ヘ. 未認識過去勤務債務	△1,844百万円
ト. 貸借対照表計上額純額（ハ+ニ+ホ+ヘ）	△121,427百万円
チ. 前払年金費用	22,284百万円
リ. 退職給付引当金	△143,711百万円

(2) 退職給付債務等の計算基礎

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	3.0%
ハ. 期待運用収益率	3.0%
ニ. 会計基準変更時差異の処理年数	5年
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	10年
ヘ. 過去勤務債務の額の処理年数	10年

16. 繰延税金資産の総額は、280,910百万円、繰延税金負債の総額は、199,862百万円あります。
- 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金99,790百万円、有価証券評価損74,231百万円、退職給付引当金40,662百万円、価格変動準備金25,208百万円および貸倒引当金16,505百万円あります。
- 繰延税金負債の発生の主なもの、その他有価証券の評価差額190,476百万円あります。
- 当年度における法定実効税率は36.15%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率32.38%（税引前当期剰余から、税務上損金と認められる剰余金処分による社員配当準備金繰入額を控除した金額を基に計算しております。）との間の差異は、軽微であります。

17. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、

平成14年度 (平成15年3月31日現在)	平成13年度 (平成14年3月31日現在)
<p>評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 $\Delta 62,783$ 百万円</p> <p>19. 子会社の株式等は、131,756百万円であります。</p>	<p>評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 $\Delta 48,567$ 百万円</p> <p>18. 子会社の株式等は、133,738百万円であります。</p>

(損益計算書関係)

平成14年度 (平成14年4月1日から平成15年3月31日まで)	平成13年度 (平成13年4月1日から平成14年3月31日まで)																												
<p>1. 子会社との取引による収益の総額は、7,199百万円、費用の総額は、18,348百万円であります。</p> <p>2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券13,860百万円、株式等18,330百万円、外国証券50,899百万円であります。</p> <p>有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券1,151百万円、株式等60,363百万円、外国証券11,805百万円であります。</p> <p>有価証券評価損の主な内訳は、国債等債券105百万円、株式等100,365百万円、外国証券22,342百万円であります。</p> <p>3. 「金銭の信託運用益」には、評価益が63百万円含まれております。</p> <p>4. 「金融派生商品費用」には、評価損が5,854百万円含まれております。</p> <p>5. 退職給付費用の総額は、32,543百万円であります。なお、その内訳は以下のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>イ. 勤務費用</td> <td>8,452百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ. 利息費用</td> <td>8,410百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ. 期待運用収益</td> <td>$\Delta 3,371$百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額</td> <td>13,751百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ. 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td>5,028百万円</td> </tr> <tr> <td>ヘ. 過去勤務債務の費用処理額</td> <td>$\Delta 223$百万円</td> </tr> <tr> <td>ト. その他</td> <td>495百万円</td> </tr> </table> <p>6. その他特別損失は、退職給付信託設定損56,089百万円および合併関連費用1,581百万円であります。</p>	イ. 勤務費用	8,452百万円	ロ. 利息費用	8,410百万円	ハ. 期待運用収益	$\Delta 3,371$ 百万円	ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	13,751百万円	ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	5,028百万円	ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	$\Delta 223$ 百万円	ト. その他	495百万円	<p>1. 子会社との取引による収益の総額は、7,311百万円、費用の総額は、18,143百万円であります。</p> <p>2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券8,269百万円、株式等46,538百万円、外国証券57,106百万円であります。</p> <p>有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券2,237百万円、株式等81,474百万円であります。</p> <p>有価証券評価損の内訳は、国債等債券162百万円、株式等220,584百万円、外国証券92百万円であります。</p> <p>3. 「売買目的有価証券運用損」の主な内訳は、売却損481百万円、金融派生商品費用1,614百万円であります。</p> <p>4. 「金銭の信託運用損」には、評価損が1,047百万円含まれております。</p> <p>5. 「金融派生商品費用」には、評価益が3,359百万円含まれております。</p> <p>6. 退職給付費用の総額は、29,327百万円であります。なお、その内訳は以下のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>イ. 勤務費用</td> <td>8,900百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ. 利息費用</td> <td>8,618百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ. 期待運用収益</td> <td>$\Delta 3,165$百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額</td> <td>13,751百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ. 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td>1,002百万円</td> </tr> <tr> <td>ヘ. 過去勤務債務の費用処理額</td> <td>$\Delta 223$百万円</td> </tr> <tr> <td>ト. その他</td> <td>443百万円</td> </tr> </table>	イ. 勤務費用	8,900百万円	ロ. 利息費用	8,618百万円	ハ. 期待運用収益	$\Delta 3,165$ 百万円	ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	13,751百万円	ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	1,002百万円	ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	$\Delta 223$ 百万円	ト. その他	443百万円
イ. 勤務費用	8,452百万円																												
ロ. 利息費用	8,410百万円																												
ハ. 期待運用収益	$\Delta 3,371$ 百万円																												
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	13,751百万円																												
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	5,028百万円																												
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	$\Delta 223$ 百万円																												
ト. その他	495百万円																												
イ. 勤務費用	8,900百万円																												
ロ. 利息費用	8,618百万円																												
ハ. 期待運用収益	$\Delta 3,165$ 百万円																												
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	13,751百万円																												
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	1,002百万円																												
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	$\Delta 223$ 百万円																												
ト. その他	443百万円																												